

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
愛知用水総合管理所長 小栗 幸樹
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 草刈機チッパー点検業務【オープンカウンター方式】
- 2 施 行 場 所 受注者の工場
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日 から 令和7年10月31日 まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 条 件 修理する機器のメーカーの指定する修理店であること
(やまびこサービスショップ 及び ホンダパワープロダクツ修理店)
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 ①見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。
②余白にくじ番号を記載して下さい。
 - 2)提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送による。
 - 3)提出期限 令 和 7 年 7 月 4 日 16:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所(総務課 犬田)
FAX : 0561-39-5464
メールアドレス : nyukei_aichi@water.go.jp
 - 5)質問書 令 和 7 年 6 月 27 日 16:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は**令和7年7月7日16:00まで**とします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

草刈機チップ一点検業務 仕様書

第1節 適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する「草刈機チップ一点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

本業務は、草刈機、チップの点検を行うものある。

第3節 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和7年10月31日

第4節 履行場所

実施する場所は受注者の整備工場とします。

保管場所（愛知用水総合管理所）から履行場所への車両の移動は機構が行います。

第5節 業務内容

- 車 両 ハンマーナイフモア HR532X（共立やまびこ）
作 業 別紙1点検項目（説明書抜粋）のとおり
- 車 両 ウッドチップパー KCM93A（共立やまびこ）
作 業 別紙2点検項目（説明書抜粋）のとおり
- 車 両 乗用型芝刈機 3011H（ホンダ）
作 業 別紙3点検項目（説明書抜粋）のとおり

第6節 設計変更等

- 受注者の点検結果の報告において、不具合箇所が認められ、発注者がその修理を必要と認めたときは設計変更の対象とする。
- 業務数量その他施行内容に変更が生じる場合は、ただちに担当職員に報告することとし、発注者が必要と認めたときは設計変更の対象とする。

第7節 疑義

受注者は、本業務の実施に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

以下空白

(別紙1) 点検項目

(抜粋) ハンマーナイフモア HR532X (共立やまびこ) 取扱説明書P14 始業点検

(出典)説明書リンク：https://yamabiko.g.kuroco-img.app/files/topics/6558_ext_1_0.pdf

NO.	ここを	こんな点検をして	こう処置する
1	燃料タンク	必要な量の燃料があるか 燃料もれはないか	補給する。整備する。 ・レギュラガソリン
	エンジン クランクケース	注油口の口元まで油量があるか。汚れていないか	補給する。汚れがひどければ交換する。 ・エンジンオイル (1.1L) SE級以上、エンジン取扱説明書参照
	エアクリーナエレメント	ゴミの付着や汚れがないか	エアクリーナエレメントのゴミを除去し、きれいに清掃する。 エンジン取扱説明書参照
2	ロータリカバー	入切が確実に行えるか	適正に調整する
	走行リッパレバー (駐車ブレーキ)	遊びしろは適正か ブレーキの効きは十分か	適正に調整する
	サイドリッパレバー	左右の旋回はスムーズに行えるか	適正に調整する
3	チップナイフ	取付ボルト・ナットのゆるみはないか 刃こぼれ、ひび等がないか	増締めする (締付トルク110N・m) 反転、又は交換する
4	受月	取付ボルトのゆるみはないか 刃こぼれ、ひび等がないか	増締めする (締付トルク110N・m) 反転、又は交換する
5	走行ミッション	オイルは規定量入っている	補給する ・ギヤオイル#80 (0.7L)
6	クローラ	張りは適正か。 スチールコード・ゴムの破損、劣化はないか	張りを正しく調整する 交換する
7	ロータベルト	張りは適正か。磨耗やほつれはないか	張りを正しく調整する 交換する
8	重要なボルト・ナット ・エンジン取付ボルト ・ロータハウジング取付ボルト ・ロータカバー固定ナット	取付ボルト・ナットのゆるみはないか	増締めチェックする
9	各ワイヤ・レバー・支点 及び磨耗部・しゅう動部	潤滑油が不足していない 適正に作動が行えるか	適量注油する 適正に調整する ギヤオイル#80、WD-40など

(抜粋) 取扱説明書P.48 定期の点検・整備をするには 8.定期点検

説明書リンク：https://yamabiko.g.kuroco-img.app/files/topics/6558_ext_1_0.pdf

点検項目	運転時間	1ヶ月目 または 初回20時間 運転目	3ヶ月目 または 50時間 運転毎	6ヶ月目 または 100時間 運転毎	1年目 または 300時間 運転毎
各部の清掃及び締付点検		●(毎日)			
エンジンオイルの点検・補給		●(毎日規定最大量まで補給する)			
エンジンオイル交換		●		●	
エアクリーナの点検・清掃		●(毎日)			
エアクリーナエレメントの交換					●
点火プラグの清掃				●	
点火プラグの交換					●
燃料ろ過カップの清掃				●	
アイドル回転点検・調整					◎
吸入・排気弁のすき間点検・調整					◎
燃焼室清掃		◎ 1000時間毎 (※)			
燃料タンク、燃料ろ過網清掃				◎	
燃料チューブ点検		◎ 2年毎 (必要なら交換)			

(別紙2) 点検項目

(抜粋) ウッドチップパー KCM93A (共立やまびこ) 取扱説明書p.42 7.1定期点検表

(出典)説明書リンク：https://yamabiko.g.kuroco-img.app/files/topics/6733_ext_1_0.pdf

項目		点検項目	確認項目	確認	始業	月次	年次
制動装置	ブレーキ(該当製品)	駐車ブレーキの利き具合	ひきずりは無いが、甘くないか	ブレーキシュ	○	○	○
		ブレーキロッド ジョイント	変形、ガタはないか	ロッド	○	○	○
				ジョイント	○	○	○
		Uナット Wナット	緩み、脱落はないか	Uナット	○	○	○
				Wナット	○	○	○
割りピン	欠落、欠損はないか	割りピン	○	○	○		
刈取部	カバー	カバーの状態	曲がり、亀裂、腐食はないか、 フラップの取付状態は適切か	カバー	○	○	○
			フラップ	○	○	○	
	回転部	ナイフ&ステー (爪) および取付状態 (該当製品)	反り、摩耗はないか	ナイフ	○	○	○
			ナイフステ	○	○	○	
ボルト・ナットに緩み、摩耗、脱落はないか	ボルトナット	○	○	○			
ナイフブレーキ	ブレーキの利き具合 (5秒以内に停止するか)	ブレーキ	○	○	○		
エンジン	本体	加速、排気、チョーク の作動状態	加速はスムーズか、排気色、臭いは正常か、 チョークの操作はスムーズか	加速	○	○	○
				排気	○	○	○
				チョーク	○	○	○
		マフラ、バッテリー	周囲にごみ、草等の詰まりはないか、 取付に緩みはないか、腐食はないか、 バッテリーの充電状態はよい	マフラ	○	○	○
				バッテリー	○	○	○
		エンジン本体	エンジン取付に緩み、亀裂はないか	取付	○	○	○
	エアクリーナ	汚れ、目詰まり、破れ、スリ切れ等はないか	エアクリーナ	○	○	○	
	潤滑油	エンジンオイル オイルフィルタ (該当製品)	量、質、漏れ、異物の混入はないか、 交換時期は適切か	オイル	○	○	○
				フィルタ	○	○	○
				【エンジンオイル：取扱説明書参照】			
	燃料系	燃料チューブ、フィルタ	燃料漏れ、劣化、変形、目詰まりはないか	燃料経路	○	○	○
	点火系	点火プラグ	碍子に亀裂、電極間にカーボンの堆積はないか	プラグ	○	○	○
		高圧コード、プラグキャップ	劣化、亀裂、キャップに割れはないか	コード	○	○	○
	冷却系	エンジンハウジング	ハウジング内に草屑等の堆積はないか	カバー内	○	○	○
	配線	ハーネス	緩み、損傷はないか	ハーネス	○	○	○
伝達系	ベルト	走行、ナイフベルト	張り具合、亀裂、損傷、著しい汚れはないか	走行	○	○	○
				ナイフ	○	○	○
	減速 油圧	ミッションオイル	量、質、油漏れ、異物(水分、エア)の混入	Mオイル	○	○	○
		【ミッションオイル：初回 20H。それ以降、100Hで交換】					○
		HST オイル (該当製品)	量、質、油漏れ、異物(水分、エア)の混入	H オイル	○	○	○
		【HST オイル(VG46 相当)：初回「各、取扱説明書を参照」。 それ以降は200H、または年1回交換。(HST オイルフィルタも同時に交換)】					○
可動部	レバー・ワイヤ等の可動状態 (77000・副変速は該当製品)	作動はスムーズか 固着、錆付きはないか	デフロック	○	○	○	
			刈取	○	○	○	
			副変速	○	○	○	
変速	変速レバー	作動、N位置は適切か、緩み、ガタはないか	レバー	○	○	○	
走行部	タイヤ (クローラー)	エア圧は適切か、損傷及び偏摩耗はないか	タイヤ	○	○	○	
	取付状態	ボルト・ナットに緩み、ガタ、脱落はないか	取付	○	○	○	
ハンドル	取付状態	ボルト・ナットに緩み、ガタ、脱落はないか	ハンドル	○	○	○	
計器	アワメータ(該当製品)	表示時間は該当か、作動状況は適切か	アワメータ			○	
ラベル	警告ラベル及び銘板	貼付けは適切か(剥れ)、損傷、汚れ	ラベル			○	

(別紙3) 点検項目

(抜粋) 乗用型芝刈機 3011H (ホンダ) 取扱説明書p.41 定期点検表

(出典)説明書リンク: https://www.honda.co.jp/ownersmanual/pdf/power/lawn-garden/307638032_web.pdf?genpo=HondaMotor

点検期間 (3)		作業前点検	1か月目 または 初回20時間 運転目	3か月毎 または 50時間 運転毎	6か月毎 または 100時間 運転毎	1年毎 または 200時間 運転毎
点検整備項目	点検	○				
	交換		○		○	
エア クリーナ	点検	○				
	清掃			○ (1)		
点火プラグ	点検—調整				○	
	交換					○
アイドル スピード	点検—調整					○ (2)
スパーク アレスタ	清掃				○	
吸入、排気弁のすき間	点検—調整					○ (2)
燃焼室	清掃	250時間運転毎 (2) (4)				
燃料タンク及びフィルタ	清掃	1年毎 (2)				
燃料チューブ	点検	2年毎 (必要なら交換) (2)				
刈刃ボルトの締付け	点検		○ (2)	○ (2)		
刈刃ベルト	点検	○				
	調整		○ (2)	○ (2)		
走行駆動ベルト	点検	○				
刈刃の状態	点検	○				
収納袋 (別売り部品)	清掃	○				
駐車ブレーキ警報ブザーの作動	点検	○				
エンジン停止装置 (シート スイッチ) の作動	点検	○				
タイヤ空気圧	点検	○				
ブレーキの摩耗表示板	点検	○				
変速機オイル量	点検	○				
	交換	5年または500時間運転毎 (2)				
バッテリー	液量の点検	○				
	液量及び比重の点検			○ (2)		
駐車ブレーキ	点検、調整			○ (2)		
冷却空気取り入れ口	清掃	○				
冷却フィン、シュラウド	清掃	2年毎 (必要なら交換) (2)				
エンジン回転調整ケーブル	点検、調整				○ (2)	
前車軸グリス注入		100時間運転毎 (2)				
ブレーキ及びボルト、ナット締付け	点検		○ (2)		○ (2)	

共立やまびこ（モア）



共立やまびこ（チップパー）



ホンダ（乗用草刈機）



く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、見積書の下部か、FAXを送信していただく際の送信表の通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。